

自転車活用推進法の施行について

自転車は環境に優しい交通手段であり、災害時の移動・輸送や国民の健康の増進、交通の混雑の緩和等に資するものであることから、環境、交通、健康増進等が重要な課題となっている我が国においては、自転車の活用の推進に関する施策の充実が一層重要となっている。

このため、平成29年5月1日に自転車活用推進法（平28法113）が施行され、自転車の活用について、政府として総合的・計画的に推進するため、国土交通省に大臣を本部長とする自転車活用推進本部が設置された。

同法においては基本理念として、自転車の活用の推進が、公共の利益の増進に資するものであるという基本的認識の下、交通体系における自転車による交通の役割を拡大することを旨として行うとともに、交通の安全の確保を図りつつ行われなければならないとされている。また、自転車専用道路、自転車専用車両通行帯等の整備をはじめとする15の項目を基本方針として示し、重点的に検討・実施すべきとされている（表1）。

自転車活用推進本部では、同法に基づき、この基本方針に即した形で、自転車の活用の推進に関する目標や講ずべき措置等を取りまとめた自転車活用推進計画を平成30年の夏までに策定することとしている。

表1 自転車活用推進法の概要

<p>基本理念</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車は、二酸化炭素等を発生せず、災害時において機動的 ・ 自動車依存の低減により、健康増進・交通混雑の緩和等 ・ 経済的・社会的な効果 ・ 交通体系における自転車による交通の役割の拡大 ・ 交通安全の確保 <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">自転車の活用を総合的・計画的に推進</p>	<p>基本方針</p> <p>以下の施策を重点的に検討・実施</p> <table border="0"> <tr> <td>①自転車専用道路等の整備</td> <td>②路外駐車場の整備等</td> </tr> <tr> <td>③シェアサイクル施設の整備</td> <td>④自転車競技施設の整備</td> </tr> <tr> <td>⑤高い安全性を備えた自転車の供給体制整備</td> <td>⑥自転車安全に寄与する人材の育成等</td> </tr> <tr> <td>⑦情報通信技術等の活用による管理の適正化</td> <td>⑧交通安全に係る教育及び啓発</td> </tr> <tr> <td>⑨国民の健康の保持増進</td> <td>⑩青少年の体力の向上</td> </tr> <tr> <td>⑪公共交通機関との連携の促進</td> <td>⑫災害時の有効活用体制の整備</td> </tr> <tr> <td>⑬自転車を活用した国際交流の促進</td> <td>⑭観光来訪の促進、地或活性化の支援</td> </tr> </table>	①自転車専用道路等の整備	②路外駐車場の整備等	③シェアサイクル施設の整備	④自転車競技施設の整備	⑤高い安全性を備えた自転車の供給体制整備	⑥自転車安全に寄与する人材の育成等	⑦情報通信技術等の活用による管理の適正化	⑧交通安全に係る教育及び啓発	⑨国民の健康の保持増進	⑩青少年の体力の向上	⑪公共交通機関との連携の促進	⑫災害時の有効活用体制の整備	⑬自転車を活用した国際交流の促進	⑭観光来訪の促進、地或活性化の支援
①自転車専用道路等の整備	②路外駐車場の整備等														
③シェアサイクル施設の整備	④自転車競技施設の整備														
⑤高い安全性を備えた自転車の供給体制整備	⑥自転車安全に寄与する人材の育成等														
⑦情報通信技術等の活用による管理の適正化	⑧交通安全に係る教育及び啓発														
⑨国民の健康の保持増進	⑩青少年の体力の向上														
⑪公共交通機関との連携の促進	⑫災害時の有効活用体制の整備														
⑬自転車を活用した国際交流の促進	⑭観光来訪の促進、地或活性化の支援														
<p>国等の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国 : 自転車の活用を総合的・計画的に推進 ・ 地方公共団体 : 国と適切に役割分担し、実情に応じた施策を実施 ・ 公共交通事業者 : 自転車と公共交通機関との連携等に努める ・ 国民 : 国・地方公共団体の自転車活用推進施策への協力 	<p>自転車活用推進計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政府 : 基本方針に即し、計画を閣議決定し、国会に報告 ・ 都道府県・市区町村 : 区域の実情に応じ計画を定めるよう努める <p>自転車活用推進本部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国土交通省に、自転車活用推進本部を設置 ・ 本部長は国土交通大臣、本部員は関係閣僚とする <p>自転車の日・月間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5月5日を「自転車の日」、5月を「自転車月間」とする <p>附則で定められた検討事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車活用推進を担う行政組織の在り方の検討・必要な法制上の措置 ・ 自転車の運転に関しての道路交通法違反行為への対応の在り方 ・ 自転車の運行により人の生命等が害された場合の損害賠償保障制度 														